

## 令和2年第10回教育委員会議事録

開催日時 令和2年10月28日(水)  
午前9時30分～午前11時20分

場所 教育委員会会議室

出席者 教育長 石黒 貢  
教育長職務代理者 加藤 正道  
委員 木下 史江  
委員 高橋 洋一  
委員 田口 理恵

事務局出席者 教育総務部長 荒浪 淳  
学校教育部長 井上 正人  
学校教育部副部長兼学務課長  
田口 周一  
学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長  
山本 誠  
教育総務課長 千葉 靖志  
文化財保護課長 高山 治  
教育総務課庶務係主任 松尾 征志郎  
教育総務課庶務係主事 武内 由紀

○ 開会の言葉及びあいさつ 石黒教育長

## 会議事項

### 1. 会議録の承認について

(1) 令和2年第9回教育委員会定例会分

【出席教育委員全員が承認】

### 2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

### 3. 議 題

議案第63号 [説明者 田口学校教育部副部長兼学務課長]

八潮市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

八潮市学校給食費に関する規則(平成20年教委告示第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、議決を求める。

令和2年10月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

提 案 理 由 教育委員会の移転に伴い、住所が変更となったことから、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

なし

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

[議案第64号については教育長が当事者となるため、教育長は退室する。]

議案第64号 [説明者 荒浪教育総務部長]

議会提出議案に係る意見聴取について(市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例)

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会の意見を求める。

令和2年10月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

提 案 理 由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、八潮市長から「市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を求められたので、この案を提出するものである。

**【資料説明】**

[質 疑]

なし

[教育長職務代理者が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。教育長が入室する。]

議案第65号

[ 説明者 千葉教育総務課長]

令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和元年度対象）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価（令和元年度対象）を行い、その結果に関する報告書を作成したため、議決を求める。

令和2年10月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

提 案 理 由 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表したいため、この案を提出するものである。

**【資料説明】**

[質 疑]

○石黒教育長

特徴的な事業や取組があれば教えてください。

●千葉教育総務課長

評価員の方々が関心をもっていらっしゃった取組としては、教育総務課の小中学校管理事業の中で、教室に設置されたエアコンの運用や電気料金の削減等がございました。電気代の削減や児童生徒の健康面を考慮したエアコンの運用指針についてご説明いたしました。

○高橋委員

エアコンの導入前と導入後で電気料金がどのくらい変化しているか教えてください。

●千葉教育総務課長

令和元年9月にエアコンが導入されましたが、夏本番の時期に使用していないことや暖冬でエアコンをあまり使用しなかったことから、令和元年度の電気料金については、例年と比べて大きな差はありませんでした。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校の臨時休業期間があったことから、通常どおり1年間エアコンを使用した場合の電気料金の実績が出ていない状況ですので、新型コロナウイルス感染症が収束した後、今後精査していきたいと考えております。

○木下委員

評価員の方々は、どのように評価を行っているのか教えてください。

●荒浪教育総務部長

事務局の各課から評価員の方々へ資料提供や説明、質疑応答などを行ったうえで、評価をしていただいています。

#### 4. 各部課長報告・連絡事項

●荒浪教育総務部長

(1) 令和2年9月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について

## 【資料説明】

「令和2年9月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について」ですが、市全体の「市民の声ボックス」の9月分の投書は53件、このうち教育委員会への投書は33件でございました。

内容といたしましては、まず(2、6、12、14、15、16、18、19、21、24、28、30、31、33、43、44、45番)教育総務課宛に「学校のエアコンの室外機からの騒音について」というものでした。

この投書については、回答を求められておりませんので、業務の参考とさせていただきます。なお、対応としまして、対象と考える学校の室外機を囲むフェンスに防音シートを設置しましたが、効果が十分ではないとのご意見がありましたので、今後、他の方法を検討します。

次に、(8、11、13、17、25、29、37、38、47、48、49、50番)学務課宛に「学校給食における食中毒事故への対応について」というものでした。

内容として、「給食の再開時期はいつか。」に対しましては、「再開の時期は未定です。給食の再開は安全性の確保が大前提です。学校給食委託事業者は保健所から再発防止等の指導を受けており、それらの具体策を含めた報告書が厚生労働省で受理され、安全の担保が確保されれば、再開に向けてPTA連合会や校長会との協議などをしていきます。」という要旨で回答しました。

次に「育ち盛りの子どもの、なぜパンと牛乳だけなのか。」「給食がない中、何か支援はないのか。」に対しましては、「学校給食を完全な形で再開できていない中、保護者の皆様にはお弁当を作っていていただき、少しでも保護者の皆様の負担を軽減したいという考え方のもと、パンと牛乳だけでも提供してほしいという要望もあり、提供しています。」という要旨で回答しました。

次に「学校給食を民間に全面委託していたのはなぜか。」に対しましては、「かつて完全給食を提供していなかったころは、各家庭の負担や子どもたちの栄養

面などの課題がありました。そのような中、大量調理が可能な事業所が開業し、昭和54年から民間委託方式で市内全小学校への給食の提供を開始しました。この民間委託では、効率的な給食の運営や民間のノウハウを活かした設備投資などの利点が多いことから、現在に至るまで民間委託となっています。」という要旨で回答しました。

次に「児童生徒の心のケアについて」に対しましては、「各学校において、担任教諭や養護教諭、さわやか相談員及びスクールカウンセラーが必要に応じて相談にのってきました。今後、給食の再開に向け、児童生徒の給食に対する不安や不信感がいまだに残っていると推察されることから、スクールカウンセラー等の活用による相談体制を改めて周知するとともに、これまでの個別相談に加え、認知行動療法の実施等を検討しています。」という要旨で回答しました。

次に「教育委員会による保護者説明会はいつ行われるのか。」に対しましては、「学校給食委託事業者が主催で行った説明会において、教育委員会としてのお詫びをし、再発防止等についてお伝えしました。また、この説明会では、保護者の皆様からたくさんのご質問をいただき、お答えしました。今回の説明会の開催にあたっては、学校給食委託事業者と教育委員会がともに説明責任を果たすべきと判断し、同席の上で行いました。そのため、実質両者による説明会といえます。教育委員会としては、両者による保護者説明会を実施したと考えていますので、再開を目指す中、改めて教育委員会主催の説明会を開催する予定はありません。」と回答しました。

次に「お弁当の保管方法が学校によって違う。エアコンを23度設定にはしているが、生徒がいて換気をしている教室で保管しているところと、生徒がいない締め切った教室にお弁当だけ入れているところがある。」に対しましては、「お弁当の保管については、校長会において、クーラーの効いた場所で保管することとし、保護者の皆様には保冷剤、保冷バッグ等の対応をお願いすることとしました。また、学校の実情に応じて対応することとしたことから、学校間での差が生じた

ものと考えております。改めて適切に保管、管理するよう周知徹底します。」と回答しました。

次に、「児童生徒への説明、謝罪について」に対しましては、「児童生徒に対し、給食の再開時にこれまでの経緯や心のケア等についての説明と謝罪をすることを考えています。小学校低学年から中学生までの幅広い年齢の子どもたちへの説明と謝罪となることから、いつ、どの時間帯で、どのような方法で行えばよいか、また、学校給食委託事業者からの謝罪についても、どのような時期や方法がよいか、現在検討しています。」と回答しました。

次に、(26番) 指導課宛に「小学校に登校する途中の横断歩道において、15～20人くらいが信号前で溜まり、横一列で渡る方法を取っているのをよく見かける(P T Aの方が寄り添い)。横一列の交通ルール学習メリットがあるのは承知しているが、小学生が壁になって進むため横断歩道の立ち塞がり感があり、自分が横断歩道からはみ出して渡らなければならない状態になった何度かある。このような場合、歩行者や自転車はどうすればよいのか。」というものでした。

この投書に対しまして、「ご指摘いただいた道路の横断方法については、交通ルール及び交通マナーの順守という観点から大変重要な問題であると捉えております。教育委員会としましては、登校時の巡回指導を継続して実施し、学校を通じて、交通指導員の方々や関係団体等に情報提供させていただきながら、道路の横断方法について配慮していただくようお願いしていきます。」と回答いたしました。

次に、(34番) 社会教育課宛に「地域づくりに必要なコミュニティセンター及び公民館について、北部の日常生活圏域には、「市立八條公民館」、町会名を付した「公民館」、「コミュニティセンター」があるが、実際の現場ではその違いがはっきりしない。市立公民館と町会立の公民館の違いは何か。また、八幡公民館の改修の話があるが、今後、どのような情勢を踏まえて地域での役割を果たして

いくのか。」というものでした。

この投書に対しまして、「市立公民館と町会立の公民館の違いについては、市立八幡公民館及び八條公民館は、社会教育法第 20 条に規定する「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的とする施設です。一方、町会・自治会は、一定の地域に住む人々が親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題を解決するために自主的に活動する住民自治組織と位置付けられており、それぞれの町会・自治会で公民館（集会所など）を所有しており、各団体の活動拠点となっています。

次に、八幡公民館の改修の件ですが、八幡図書館・公民館は築 37 年が経過しており、市民誰もが安全・安心に心地よく利用でき、市民ニーズや社会の変化にも柔軟に対応できる施設を目指し、大規模改修工事を計画しています。大規模改修の基本コンセプトとしては、①市民の幅広い学習要求に応えられる公民館、②災害時に指定避難所として機能できる公民館を掲げています。」と回答いたしました。

次に、(53番)社会教育課宛に「市民大学に関し、①運営委員の方は生徒数の現状をどのように判断しているのか。②教育委員会として、現状の生徒数でもやむを得ないと考えているのか。③市職員が施策について説明する授業で、同様の業務が他市ではどう進められているのか、市民にどのように受け止められているのかなどの説明がほしい。④授業に係るアンケートについて、生徒に真に授業内容の評価を問うのならば、評価項目を講師の説明の仕方や資料のまとめ方等具体的に設問項目を設けて回答を求め、分析する必要があるのではないか。⑤入学式・卒業式等の式典について、賞状の持つ位置や立ち位置まで厳格に規定する式典ではなく、大人の式典なので成人式のように学生達に式典の内容を任せ、あるいはもっと簡素化するなどすべきではないか。⑥卒業生へのフォローについて、街づくりに貢献したい卒業生をフォローする仕組みが必要である。学習



単位の中に、市民団体でインターンとして活動した時間も単位として認めるような制度を設けるのも一考ではないか。」というものでした。

この投書に対しまして、「①と②の学生数については、毎年度、入学者数と進級者数を運営委員会に報告していますが、学生の人数は学習活動に支障のない人数であるものの、少ないと認識しています。教育委員会としても、学生数の減少に対して、さらなる周知やプログラムの工夫などが必要であると考えています。

③の授業内容については、各講師は学生の皆さんに理解いただくために、パワーポイントなどを活用して少しでも分かりやすい資料を作成し、資料を読んだだけでは分かりづらい点を担当者の実体験などを交えつつ補足説明しています。

④のアンケートの項目としては、4段階の評価及び自由記載欄を設けているため、4段階評価以外にも授業に対する感想や意見などを自由に記入いただいております。その内容については講師へ報告しています。感想や意見については、学長を含めた事務局並びに講師は把握しており、また、分析結果も含めて運営委員会には報告し、ご意見をいただき、授業に反映しているところです。

⑤の入学式と卒業式については、入学式では2年間の学習の決意を揺るぎないものとしてもらうため、また、市議会議員などの多くの来賓をお招きしていることから、厳粛な雰囲気で開催しております。一方、卒業式については、大学での授業は「終わり」となりますが、今後は学業の成果を地域で発揮する新たな「始まり」に対する式典でもあるため、入学式と同様に厳粛な雰囲気の下で開催しております。

⑥のインターン制度については、今後、市民大学の制度やプログラムの検討の際の参考とさせていただきます。」と回答いたしました。

## ●井上学校教育部長

### (1) 学校給食について

11月10日から委託契約を結んでいる事業者による学校給食の提供を再開することとなりました。加熱調理の徹底、当日調理、調理終了後2時間以内の喫食に努めることを条件とし、第三者機関による衛生チェックの実施、栄養士を含めた職員による巡視などを行います。

なお、給食について不安をお持ちのご家庭は、お弁当持参の対応も可能としております。

●井上教育総務部副部長兼社会教育課長（代読：荒浪教育総務部長）

（1）青少年の主張大会の開催について

【資料説明】

11月14日（土）にメセナホールにて青少年の主張大会を行います。午後1時から小学生の部、午後3時から中学生・高校生の部となっております。

新型コロナウイルス感染症予防のため、今年度は2部制となっており、内容は主に青少年の主張発表のみとし、アトラクションは実施いたしません。

また、一般公開はせず、入場できるのは、発表する児童生徒の家族及び学校関係者のみとしております。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

（1）学校給食審議会の進捗状況等について

【資料説明】

9月29日から簡易給食（おにぎり）の提供を開始し、10月22日に第5回審議会が行われました。審議会では、委員の方々から自校方式・市立のセンター等についてさまざまなご意見をいただきました。

11月4日に行われる第6回審議会で答申をいただく予定となっております。

●山本学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長

(1) 令和2年9月・10月の事件・事故報告について

【資料説明】

交通事故1件、不審者情報1件、授業・部活動中事故3件、虐待疑い2件、傷警察による児童保護が1件ありました。

いずれの事件・事故報告に関しても学校や保護者、児童生徒、関係機関と連携を図りながら対応を行っております。

(2) その他

・8ゼミについて

10月24日(土)から中学生を対象とした8ゼミを開催しております。1年生が101名、2年生が85名、3年生が143名、合計329名の生徒が各学校で参加しております。1・2年生が全8回、3年生が全16回の開催となっております。

・学校訪問について

本日教育委員会定例会終了後、学校訪問を行います。各校の教育課程の進捗状況や中学校3年生の受験についてお話できればと考えております。

●千葉教育総務課長

(1) 大瀬小学校の増築について

【資料説明】

はじめに、整備の目的でございますが、本市では、駅周辺の住環境整備の進捗により子育て世帯の流入等が増加し、それに伴い児童数も増加しており、特に、大瀬小学校は児童数の急増が見込まれ、令和2年3月に策定した「八潮市学校適正配置指針・計画」では、数年で教室不足となることが推計されております。

こうしたことから、「八潮市学校適正配置指針・計画」の「第1期実行計画」及び「個別計画」に基づき、大瀬小学校敷地内において、令和5年4月から増築校舎が使用できるよう整備をするものでございます。

次に、整備教室数でございますが、特別支援教室1室含む普通教室13室、特別教室2室、職員室1室を予定しております。

次に、整備スケジュール概要でございますが、令和2年度には、基本設計を進めておりますが、その中で事業方式の検討を行い、決定した事業手法において令和3年度から4年度で整備を進めていくものでございます、

資料には、スタンダードな手法でございます、設計・施工分離発注方式の例をお示ししておりますが、工期が短いことや財源などを勘案しながら今後、更に検討を進めてまいります。

現在、事業計画の策定を行っておりますが、図面の作成等を進めるにあたりまして、敷地のどこに校舎を増築するか検討を進める必要がございます。

校舎増築の配置について3つの案を作成しました。A案は体育館に沿った位置、B案は既存校舎に沿った位置、C案は、グラウンドの南側に配置しております。グラウンドの広さなどの教育環境や児童・教員の動線、建物規模、工事費など〇△×で評価し、総合評価をお示ししております。この評価では、A案の評価が一番高いものとなります。

B案では、採光がとりづらいことや既存職員室から校庭が見えず児童の安全を確認できないこと、トラックが配置できないなどのデメリットがございます。

C案では、長い渡り廊下が必要で動線が一番悪く、グラウンドが一番狭くなるなどのデメリットがございます。

すでに、学校側にもご意見を伺っておりまして、A案が一番よいのではとのご意見を頂いております。

資料の3枚目から5枚目につきましては、ABC案それぞれの配置図をお示ししておりまして、全て2階建てを想定しております。

教育委員会としましては、学校側のご意見も踏まえまして、グラウンドが一番広く、デメリットが少ないA案で進めさせていただければと考えております。

なお、大瀬小学校増築の建設場所につきましては、11月20日に大瀬小学校の運営協議会においてご意見を伺い、11月25日の教育委員会で再度お諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

## (2) 新設小学校について

### 【資料説明】

目的につきましては、大瀬小学校増築と同様でございますが、新設小学校は令和7年4月に開校を目標に整備を進めるものでございます。

次に、整備学級数は特別支援教室を含む26学級を予定しております。

次に、整備スケジュール概要でございますが、令和2年度は、基本構想・基本計画の策定を行っております。令和3年度には、基本設計を行い、令和4年度から6年度にかけて実施設計や工事を実施してまいります。今年度、基本構想の策定の中で事業手法を検討し、その手法に基づき令和4年度から6年度に整備を行うものでございます。現時点では大瀬小増築と同じくスタンダードな手法でお示ししております。新設小学校の整備も増築と同様に工期が短いことや財源などを勘案しながら今後、更に検討を進めてまいります。

次に、基本構想・基本計画の概要、骨子の案でございます。左側が大項目、真ん中が中項目、右側が小項目となっております。現時点では第1章から第6章までの構成を検討しております。

基本構成としましては、新設小学校のコンセプトや敷地設定の比較、配置計画の検討などの記載を予定しております。

基本計画では、必要諸室や配慮事項、面積規模、配置計画など、学校施設に必要なとされる計画を記載する予定でございます。

現在、基本構想において新設小学校の配置計画の検討を行っておりまして、資料の左側をご覧くださいますと、建設予定地の現状が示されております。

建設予定地につきましては、潮止中学校の西側に位置しておりまして、予定地の面積は約17,000㎡で、赤線に囲まれた部分となります。

現在、埼玉県が施行する土地区画整理事業により土地の造成が進められているところで、予定地内には未だ道路や工作物が残っている状況でございます。

建設場所の検討でございますが、土地区画整理事業施行者から示されている造成計画予定では、令和4年度末までに新設小学校建設予定地の大部分が整備される一方、予定地北側の一部と南側の緑色で示している部分でございますが、令和5年度以降の造成予定となっており、事業進捗が遅延した場合には、予定地全体を一体的に利用することができない可能性が想定されます。

令和4年度末までに造成予定となっている土地のみで学校機能が完結するよう配置計画を検討した結果、敷地北側に校舎を配置し、敷地南側をグラウンドとする方向で調整しています。

令和5年度以降の造成予定となっている土地については、造成後に駐車場や緑地などの追加整備を行う計画としています。

#### ●高山文化財保護課長

##### (1) 第87回歴史講座「絵図でたどる八條の社寺」について

##### 【資料説明】

文化財の普及啓発を目的とする歴史講座では、毎年、市外の文化財めぐりと市内の文化財めぐりを開催しております。

今年度の市内の文化財めぐりでは、江戸時代に描かれた絵図を基に当時の道をたどり、沿道に遺る文化財や社寺をめぐるコースを予定しています。身近な文化財を知ることで、参加者には地域理解を深めていただけるものと考えております。

コロナ禍の続く中での開催でありますことから、感染予防対策を十分講じた上で実施してまいります。

[ 教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑 ]

なし

[ 教育長が定例会閉会の宣言をする ]

会議終了。

次回開催日程

令和2年第11回定例会 令和2年11月25日（水）午前9時30分

会議録作成責任者.....

会議録作成者.....

会議録作成者.....

上記会議録に相違ないことを出席者全員ここに署名する。

八潮市教育委員会

教 育 長 .....

教育長職務代理者 .....

委 員 .....

委 員 .....

委 員 .....